

食品衛生法に基づく鶏卵の表示基準（抜粋）

【鶏の殻付き卵の表示について】

1. 鶏の殻付き卵については、消費期限又は賞味期限である文字を冠したその年月日を表示する。
2. 加熱加工用の鶏の殻付き卵については、消費期限又は賞味期限の代わりに産卵日、採卵日、格付け日又は包装日を記載することができる。
3. 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名については、採卵又は選別包装を行った施設の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所所在地）及び採卵又は選別包装を行った者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名を表示する。
4. 生食用の鶏の殻付き卵については、生食用である旨を表示することとし、あわせて、賞味期限経過後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨も記載する。
5. 生食用の鶏の殻付き卵については、特に家庭又は飲食店営業者等直接消費者に生食用の卵を用いて客に料理等を提供する者に対して、卵の適正な取扱いを周知するため、10℃以下で保存することが望ましい旨の表示をする。
6. 加熱加工用の鶏の殻付き卵については、加熱加工用である旨及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨の表示をする。
7. 鶏の殻付き卵については、名称の表示を省略できる。

【鶏の液卵の表示について】

1. 殺菌したものについては、その殺菌方法を表示する。
2. 未殺菌のものについては、未殺菌である旨及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨の表示をする。
3. 期限表示については、表示しなければならない。

【運用上の注意】

1. 生食用の鶏の殻付き卵の消費期限又は賞味期限の表示に当たっては、生食しても食品衛生上の問題の生じることのない期限であって、かつ、卵の品質の保持が十分に可能であると認められる期限を表示する。
2. 鶏の卵の消費期限又は賞味期限の設定については、科学的な根拠に基づき、設定する必要がある。
3. 鶏の殻付き卵について、選別包装を行った施設の所在地を表示する場合にあって

は、食品衛生上の問題が生じた場合の遡り調査を容易にするため、選別包装を行った者は採卵を行った施設が特定できるよう必要な記録を作成する。

4. 鶏の殻付き卵については使用の方法、生食用の鶏の殻付き卵にあつては生食用である旨等を表示することとしたが、これらの表示については、「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は、十分に加熱調理する必要がある」旨の表示でも差し支えない。なお、生食用としての賞味期限経過後は、できる限り速やかに消費する。
5. 生食用の鶏の殻付き卵については、特に家庭や飲食店等において、10℃以下で保存することが望ましい旨の表示をすることとしたが、営業者が流通過程で卵を一時的に冷蔵し、その後、冷蔵状態から高温多湿の環境下で流通させる場合にあっては、卵殻表面に結露が生じる等卵の品質に悪い影響を及ぼすことが懸念されることから、卵を冷蔵する場合にあっては、できる限り流通から消費に至るまで一貫して冷蔵流通することが望ましい。
6. 加熱加工用の鶏の殻付き卵については、加熱加工用である旨及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨の表示をすることとしたが、この場合、表示内容を枠で囲んだり、太字で記載する等加熱殺菌が必要であることが使用者に明確になるようにする。
7. 食品の表示については、容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい場所に記載することとされているが、透明な容器に包装されている鶏の殻付き卵については、当該容器包装に内封されている表示書により、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあっては、当該表示書により表示を行っても差し支えない。
8. 鶏の殻付き卵の名称については、省略できることとしたが、ダンボール箱等外部から確認できない容器包装にあっては、名称を表示することが望ましい。
9. 鶏の液卵には、割卵しただけの状態のいわゆる液全卵ホールも含まれるものである。
10. 鶏の液卵の名称については、（ア）殺菌、未殺菌の別、（イ）凍結しているものにあつてはその旨、（ウ）全卵、卵黄、卵白の別が分かるように記載する。
11. 殺菌した鶏の液卵については、その殺菌方法である殺菌温度、時間を表示する。
12. 加糖し、又は加塩した鶏の液卵については、その糖分又は塩分の含有量により殺菌温度、時間が異なることから糖分又は塩分の重量百分率について表示する。
13. 未殺菌の鶏の液卵については、飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨の表示をすることとしたが、この表示については、加熱加工用の鶏の殻付き卵と同様、枠で囲んだり、太字で記載する等加熱殺菌が必要であることが使用者に明確になるようにする。

注：平成 15 年 7 月 31 日施行厚生労働省改正省令 第 127 号により、食品衛生法と JAS 法との表示に係る「賞味期限」と「品質保持期限」の用語を統一し、また「賞味期限」と「消費期限」の定義の統一を行った。